

官報

号外

平成十八年六月九日

○第百六十四回 衆議院会議録 第三十六号

平成十八年六月九日(金曜日)

議事日程 第二十九号

平成十八年六月九日

午後一時開議

第一 住民基本台帳法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

君。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中谷元君登壇)

○中谷元君 たいだいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化するものであります。

本案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化するものであります。

ます。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日本委員会に付託され、六月六日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取し、七日熱海市役所へ視察に参りました。昨八日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

文部科学委員長提出、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審査を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(河野洋平君) 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長遠藤乙彦君。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 たいだいま議題となりました海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

文化財の保護に係る知識、技術、経験等において我が国は世界最高水準にあり、これまで我が国の教育機関等は、海外に存在する文化遺産の修復、保存等の活動を個々に行つてまいりました。

本案は、海外の文化遺産であつて、損傷し、衰退し、消滅し、もしくは破壊され、またはそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、文化遺産国際協力は、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として、我が国に蓄積された知

識、技術、経験等を生かしてその保護に取り組むことにより、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする事、

第二に、国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとし、また、文化遺産国際協力を係る大学その他の教育研究機関は、必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に努めるものとする事、

第三に、文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、その推進に関する基本的な方針を定めなければならないものとする事、

第四に、国は、国、文化遺産国際協力を係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする事、

第五に、国は、外国の政府もしくは関係機関または国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるとともに、文化遺産国際協力に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする事と等であります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日文部科学委員会において全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

総務大臣 竹中 平蔵君
文部科学大臣 小坂 憲次君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国家公務員の留学費用の償還に関する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

薬事法の一部を改正する法律

国会職員法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、昨八日、内閣から、総合科学技術会議議員に

本庶佑君を任命したので、内閣府設置法第三

十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨

の要求書を受領した。

(議決通知)

一、昨八日、本院は、総合科学技術会議議員に本庶佑君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議員死去)

一、大阪府第九区選出議員西田猛君は、昨八日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

奥野 信亮君
安住 淳君
逢坂 誠二君
寺田 学君
杉田 元司君
北神 圭朗君
郡 和子君
柚木 道義君

補欠

杉田 元司君
柚木 道義君
郡 和子君
北神 圭朗君
奥野 信亮君
寺田 学君
逢坂 誠二君
安住 淳君

決算行政監視委員

辞任

赤池 誠章君
若宮 健嗣君
太田 和美君
金田 誠一君

補欠

蘭浦健太郎君
大塚 高司君
田嶋 要君
神風 英男君

蘭浦健太郎君
神風 英男君
田嶋 要君
大塚 高司君
木原 誠二君
逢坂 誠二君
馬淵 澄夫君

馬淵 澄夫君

馬淵 澄夫君

馬淵 澄夫君

議院運営委員

辞任

津村 啓介君
北神 圭朗君

補欠

北神 圭朗君
津村 啓介君

(常任委員死去)

一、昨八日、財務金融委員西田猛君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

辞任

稲田 朋美君
北村 誠吾君
島村 宜伸君
鳩山 邦夫君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君
奥村 展三君
西村智奈美君
山口 壯君
石井 郁子君
遠藤 宣彦君
松本 洋平君
鷺尾英一郎君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

補欠

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

高鳥 修一君
福田 良彦君
松本 洋平君
土井 真樹君
遠藤 宣彦君
亀岡 偉民君
山田 正彦君
鷺尾英一郎君
岩國 哲人君
笠井 亮君
安次富 修君
鍵田忠兵衛君
小宮山洋子君
高井 美穂君
やまざわ太郎君
若宮 健嗣君

福田 良彦君 北村 誠吾君

岩國 哲人君 山口 壯君

高井 美穂君 西村智奈美君

山田 正彦君 奥村 展三君

笠井 亮君 石井 郁子君

(議案提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出)

(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

自殺対策基本法案

(議案付託)

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外五名提出、衆法第三二号) 厚生労働委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出、衆法第三三号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

自殺対策基本法案(内閣委員長提出、参法第一八号)(予) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

観光立国推進基本法案(愛知和男君外六名提出)

(議案通知)

一、昨八日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会職員法の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国家公務員の留学費用の償還に関する法律案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県那覇市における小中学校未買収借用校地買い上げに関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

中華民国と中華人民共和国の継承関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島問題についての元駐日韓国大使の論文に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

台湾の実効支配に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省幹部による政治家の信用失墜を図る行動に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省幹部による国会質問の依頼に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

「平和に対する罪」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月二十八日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十四条」に改める。

第十一条の見出しを「(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)」に改め、同条第一項中「何人でも」を「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には」に改め、「この条」の下に「次条を加え、「第五十条」を「第五十一条」に、「この閲覧」を「当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させること」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等」のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法

令の名称)

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等)のための請求に係るものを除く。の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十一条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の場合にあつては当該法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照ら

して公益性が高いと認められるものの実施
二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

二 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条及び第五十一条において「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者(以下この条及び第五十一条において「閲覧者」という。)の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

三 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十一条において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせ

ることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

四 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十一条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

五 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

六 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

七 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。

八 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定

に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることができる。

九 市町村長は、前項の規定による催告を受けた者が正当な理由がなくてその催告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その催告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

十 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることを命ずることができる。

十一 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

十二 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第三号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名)、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

第二十条第一項中「第五十条」を「第五十二条」に改める。
第三十条の二十二第二項中「講ずべき」を「講ずる」に改める。
第三十条の四十三第四項中「中止すべき」を「中止する」に、「講ずべき」を「講ずる」に改める。
第五十二条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五十四条とする。
第五十一条を第五十三条とする。
第五十条中「第十一條第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし」を削り、同条を第五十二条とする。
第四十九条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。
第五十一条 偽りその他不正の手段により第十一條の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六条の規定により刑を科すべきとき

は、この限りでない。

第四十八条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人に、「又は前条」を、「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を削り、第四十六条を第四十八条とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十六条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十一条の二第十項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(過料に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他の不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事項 (一) 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができることとする。 (二) 市町村長は、毎年少なくとも一回、(一)の請求に係る閲覧の状況について、国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要等を公表すること。

2 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事項 (一) 市町村長は、次に掲げる活動等を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、その活動に必要な限度において閲覧させることができること。

(1) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの (2) 公共的団体が行う地域住民の福祉の向

上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの

(二) 申出者は、閲覧の利用目的等所定の事項を明らかにしなければならないとともに、閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにしなければならないこと。

(三) 申出者、閲覧者等は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は申出者、閲覧者等以外の者に提供してはならないこと。

(四) 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他の不正の手段により閲覧した場合等において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、閲覧者又は申出者等に対し、閲覧事項の目的外利用又は第三者への提供が行われないようにするための措置を講ずることを勧告できるとともに、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、勧告に係る措置を講ずることを命ずることができること。

(五) 市町村長は、毎年少なくとも一回、(一)の申出に係る閲覧の状況について、申出者の氏名、利用目的の概要等を公表すること。

3 罰則の新設等
罰則の新設等により、偽りその他の不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化すること。
4 施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他の不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十八年六月八日

総務委員長 中谷 元

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断が、厳格かつ公正に行えるよう、適切な助言に努めるとともに、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めること。

二 住民票の写しの交付制度については、個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。

三 行政機関の保有する個人情報漏えいに関する事件が頻発していることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護

及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

平成十八年六月九日

提出者

文部科学委員長 遠藤 乙彦

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外の文化遺産であつて、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力(以下「文化遺産国際協力」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、文化遺産国際協力の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、もつて世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化遺産国際協力は、文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に取り組むことにより、我が国が国際社会において主導的な役割を果たしつつ世界にお

ける多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進を図られるように行われるものとする。

2 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行われなければならない。

3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法(平成十三年法律第四百十八号)の基本理念に配慮して行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念のつとめ、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育研究機関の責務等)

第四条 文化遺産国際協力に係る大学その他の教育研究機関(以下「教育研究機関」という。)は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 教育研究機関は、文化遺産国際協力に係る研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに教育研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であつて、教育研究機関に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の教育研究機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第六条 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化遺産国際協力を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(連携の強化)

第七条 国は、文化遺産国際協力に係る独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第八条 文化遺産国際協力の推進に当たっては、文化遺産国際協力の推進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(教育研究機関及び民間団体に対する支援)

第九条 国は、教育研究機関及び民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(国際的協調のための施策)

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神のつとめ文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用)

第十二条 国は、必要な文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十三条 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解及び関心の増進)

第十四条 国は、文化遺産国際協力並びに文化遺産国際協力において研究者及び技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

海外の文化遺産であつて、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力の推進に關し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
一〇円 一五円